子育て世帯の 支援を行います

子育てスマイル(住まいる)アップ補助事業

本事業は、子育て家庭が子育てしやすい環境をつく るために住宅を新築・購入またはリフォームする場合 に、掛かる費用の一部を補助するものです。

平成 27 年度の受け付けを 4 月 1 日から開始します ので、これから住宅の新築などを予定している人で、 利用を希望する人は申請してください。

▽**対象者** ①~③の条件をすべて満たす人

①市内に住民登録をしている人または当市へ転入予定 で、5年以上定住することを誓約する人

②市税などを滞納していない人

③平成9年4月2日以降に生まれた子どもがいる世帯 の人、または妊婦がいる世帯の人

▽**対象事業** 子育てしやすい環境づくりや、子どもの 生活環境の整備を目的とした新築・購入・リフォーム で、次の①~④の条件をすべて満たす人

①リフォーム工事は 10 万円以上の費用を要する工事であること (新築・購入は条件なし)

②交付申請後に着手すること

③平成 28年2月29日までに完了する工事であること(新築は平成27年11月末までに着工し、平成28年2月29日までに完了すること)

④市内施工業者が施工すること

※事業の内容によっては、補助の対象にならないことがあります。詳しくはお問い合わせください。

▽補助率・補助金額 下表のとおり

事業区分	枠の区分	補助金額
新築・購入	一般枠	補助対象経費×2%(上限20万円)
	3世代枠	補助対象経費×3%(上限30万円)
リフォーム	一般枠	補助対象経費× 10%(上限 10 万円)
	3世代枠	補助対象経費× 15%(上限 15 万円)

※3世代枠とは…祖父母の協力を得ながら子育てをすることができる環境をつくるため、3世代で同居(またはおおむね1km以内に近居)する場合に該当します。ただし、すでに同居(近居)している場合は該当しません。

▽受付期間 4月1日~8月28日、午前8時半~午後5時(土・日曜日、祝日を除く。ただし、8月22日〈土〉・23日〈日〉は受け付けします)

▽**申請書類など** 子育て支援課、各総合支所、各出張 所に配置しているほか、市ホームページに掲載

▽注意事項 交付申請の合計金額が予算額を超えた場合は抽選となります。なお、3世代同居を促進するため、事業完了後に新たに3世代で同居する人は優遇措置として抽選を免除します/先着順ではありませんので、事業の計画に合わせて必要書類などの準備が整い次第申請してください/「すまい給付金」や「省エネ住宅ポイント」などの国の支援制度も併用できますので、該当になる人はご利用ください。

▽**問い合わせ・申請先** 子育て支援課子育て戦略担当 (市役所1階、窓口105、**☎**40・7038)

働くお父さん・ お母さんを支援

トワイライトステイ事業

市では、夜間や休日の保育ニーズに対応するため、 「トワイライトステイ事業」を実施しています。

▽対象 市内に住所を有し、平日の夜間や休日に、保 護者が仕事などの理由で不在となり、家庭での養育が 困難な小学生以下の児童

▽実施施設 児童家庭支援センター「太陽」(豊原 1 丁目、弘前愛成園に併設、**☎** 33・3611)

▽利用時間 月~土曜日…午後5時半~10時/日曜日、祝日…午前8時~午後10時(年末年始は休み) ▽利用料 月~土曜日…1時間100円/日曜日、祝日…1時間200円

▽食事代 1 食当たり 350 円

▽利用方法 事前に利用登録し、施設に電話予約の上、

利用申込書を施設へ提出してください。

※利用登録は毎年度必要です。

平成26年度に登録していた人で本年度も利用を希望 する場合は、あらためて利用登録してください。

▽利用上の注意 ①利用料・食事代のほかに、紙おむっなど用品の購入が必要な場合は、実費を負担していただきます/②児童の送迎は、保護者または保護者が依頼した人が行ってください/③児童の健康状態などによっては利用できない場合もあります

■問い合わせ・登録申込先 子育て支援課児童育成係 (☎35・1131)、岩木総合支所民生課健康福祉係/ 相馬総合支所民生課健康福祉係

利用希望者は申し込みを

病児・病後児保育利用登録申し込み

市では、病気や病気回復期にある0歳から小学校4年生までの子どもを一時的に保育する病児・病後児保育を実施しています。平成27年度に利用を希望する人は、事前に登録の申し込みをしてください。なお、郵送でも受け付けます。

※利用登録は毎年度必要です。平成 26 年度に登録した人で本年度も利用を希望する場合は、あらためて登録手続きをしてください。

▽実施施設

○病児保育室「ことりの森」…城東北4丁目、城東こどもクリニック併設、☎29・3112、平日=午前8時~午後5時半、土曜日=午前8時~午後1時

○病児保育室「きりん」…城東中央4丁目、あらいこどもクリニック/眼科クリニック隣接、☎27・2292、平日=午前8時~午後6時、土曜日=休み ○病後児保育室「さくらんぼ」…賀田2丁目、大浦保育園併設、☎82・3037、月~土曜日=午前8時~午後6時

※各施設とも、日曜日と祝日、年末年始は休み。また、 施設の都合により休む場合もあります。 ▽**定員** 病児保育室=各4人、病後児保育室=6人 ▽**利用料** 日額1,000円(市外居住世帯は2,000円) ※飲食物などは別途負担。

▽登録期間 平成28年3月31日まで

▽**登録申し込みに必要なもの** 利用登録申込書、印鑑、 子どもの健康保険証

※申込書は、子育て支援課(市役所1階、窓口107)、 岩木総合支所民生課(賀田1丁目)、相馬総合支所民 生課(五所字野沢)、病児・病後児保育室、市内の各 保育所・認定こども園・幼稚園、健康づくり推進課(野 田2丁目、弘前市保健センター内)、駅前こどもの広 場(駅前町、ヒロロ3階)で配布するほか、市ホーム ページからもダウンロードできます。

▽登録申込先 子育て支援課児童育成係、岩木総合支 所民生課健康福祉係、相馬総合支所民生課健康福祉係 ※郵送の場合は、申込書に必要事項を記入し、押印(認 め印可)の上、〒036・8551、子育て支援課児童育 成係(住所の記載は不要)へ。

■問い合わせ先 子育て支援課児童育成係(**☎**35・1131)

不明な点などは 問い合わせを

弘前市市民活動保険制度がスタート

市民の皆さんが安心して地域活動やボランティア活動を行うことができるように、市民活動中の思わぬ事故をサポートする「弘前市市民活動保険制度」が4月からスタートします。

▽対象 弘前市内に活動の本拠地を置く市民活動団体が計画する活動に参加するボランティア、スタッフ、 指導者など(祭りや運動会などの一般参加者は対象ではありません)

▽対象となる活動例 ①地域社会(コミュニティ)に関する活動/②社会福祉に関する活動/③保健医療に関する活動/④環境保全に関する活動/⑤教育・文化・スポーツに関する活動/⑥国際交流・協力に関する活動/⑦その他

※対象になるかどうかなどの詳細は、行事の前にお問い合わせください。

▽補償内容

○**傷害保険** 活動者自身が活動中(活動場所への往復 途中を含む)に事故でけがをしたとき(事故発生か ら 180 日以内の死亡、後遺障害、入院、通院に限る) …入院=1日3,000円、通院=1日2,000円(90日を限度)、死亡=500万円、後遺障害=15万円~500万円

○賠償保険 活動者または活動団体が過失により、他人にけがをさせたり、他人のものを壊して、その人から損害賠償を求められ、法律上の賠償責任を負う場合(自己負担額5,000円)…対人賠償=1人につき1億円まで、1事故につき2億円まで/対物賠償=1事故につき1億円まで/保管物賠償=1事故につき300万円まで(現金・証券・美術品などは対象となりません)▽その他 保険金の請求には、日ごろの具体的な活動内容や事故の状況などの書面の提出が必要になります。

※この制度導入に伴い、弘前市社会福祉協議会のボランティア活動保険に加入する場合は自己負担となります。

■問い合わせ先 市民協働政策課 (☎ 40・7108)